

昭和四十七年通商産業省・運輸省・建設省・自治省令第一号

石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令

石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）第四章および石油パイプライン事業法施行令（昭和四十七年政令第四百三十七号）第四条の規定に基づき、ならびに同法第四章および第七章の規定を実施するため、石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令を次のように制定する。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号。以下「法」という。）および石油パイプライン事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省・運輸省・建設省令第一号）において使用する用語の例による。

（工事の計画等）

第二条 法第十五条第一項の主務省令で定める事業用施設についての工事は、別表第一の第一欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の第二欄に掲げるものとする。

2 法第十五条第六項ただし書（法第十九条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める軽微な変更は、別表第一の第二欄または第三欄に掲げる工事を伴う工事の計画の変更以外の変更であつて、次条第一項第一号の工事計画書の記載事項の変更を伴う変更とする。

3 法第十九条第一項の主務省令で定める事業用施設についての工事は、別表第一の第一欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の第三欄に掲げるものとする。

（工事の計画の認可申請）

第三条 法第十五条第一項もしくは第六項、法第十九条第一項または同条第四項において準用する法第十五条第六項の認可を受けようとする者は、様式第一の工事計画（変更）認可申請書に次の書類を添えて主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣がその認可の申請に係る事業用施設の型式、設計等からみて添附することを要しない旨の指示をしたものについては、この限りでない。

一 工事計画書

二 別表第二の上欄に掲げる事業用施設の種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三 工事工程表

四 変更の工事または工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

2 前項第一号の工事計画書には、申請に係る事業用施設の種類のうち、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事または工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすうに記載しなければならない。

3 工事の計画を分割して法第十五条第一項または第十九条第一項の認可の申請をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその申請をしなければならない。

（工事の計画の軽微な変更の届出）

第四条 法第十五条第七項（法第十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二の工事計画軽微変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて主務大臣に提出しなければならない。

（軽微な工事）

第五条 法第十九条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な工事は、別表第一の第一欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の第四欄に掲げる工事とする。

（軽微工事等の届出）

第六条 法第十九条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三の事業用施設軽微工事届出書または様式第四の事業用施設緊急工事届出書に工事を行なった理由を記載した書類を添えて主務大臣に提出しなければならない。

（完成検査）

第七条 法第十六条第一項または法第十九条第二項の検査を受けようとする者は、様式第五の検査申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 法第十六条第四項の規定により事業用施設の一部について検査を受けようとする者は、様式第五の検査申請書に次の書類を添えて主務大臣に提出しなければならない。

一 事業用施設の一部について検査を受けようとする理由を記載した書類

二 検査を申請した部分以外の事業用施設の工事の進捗よく状況を記載した書類

（工事が必要としない場合の検査）

第八条 法第十八条第一項の検査を受けようとする者は、様式第五の検査申請書に次の書類を添えて主務大臣に提出しなければならない。

一 別表第二の上欄に掲げる事業用施設の種類のうち、同表の中欄に掲げる事項を記載した書類

二 別表第二の上欄に掲げる事業用施設の種類のうち、同表の下欄に掲げる書類

（報告の徴収）

第九条 石油パイプライン事業者は、次の表の上欄に掲げる事項を記載した報告書を同表の下欄に掲げる時期に主務大臣に提出しなければならない。

一 毎事業年度の財務計算に関する諸表	当該事業年度経過後九十日以内
二 毎事業年度の石油の油種別輸送量	当該事業年度経過後九十日以内
三 毎年の事故	当該年の翌年二月末日まで
四 毎年末の事業用施設の設置の状況	当該年の翌年二月末日まで
五 前項の表第三号の毎年の事故の報告は、様式第六の報告書を提出して行なわなければならない。	

第十条 石油パイプライン事業者は、事業用施設について事故が発生したときは、火災または漏えい事故にあつてはすみやかに、その他の事故にあつては事故の発生を知った時から四十八時間以内に事故速報を主務大臣に報告し、かつ、事故が発生した日から起算して三十日以内に事故詳細を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による詳細は、様式第七の報告書を提出して行なわなければならない。

（証明書）

第十一条 法第三十六条第三項に規定する証明書は、様式第八によるものとする。

（聴聞）

第十二条 法に基づいて行われる不利益処分に係る聴聞の手続については、行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「手続法」という。）並びに法第三十七条第二項及び第三項の規定によるほか、この条の定めるところによる。

2 この条で使用する用語は、手続法で使用する用語の例による。

3 行政庁は、手続法第十五条第一項の通知を行うに当たつては、聴聞を行うべき期日の十五日前までに行ななければならない。

4 前項の場合において、法第十三条の不利益処分に係る聴聞の通知をするときには、これと併せて、聴聞の期日、場所及び事案の内容を公示しなければならない。

5 主宰者は、必要があると認めるときは、行政庁の職員、学識経験のある者その他の参考人に対し、聴聞に関する手続に参加することを求めることができる。

6 行政庁が手続法第十五条第一項の通知をした場合（同条第三項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

7 行政庁は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

8 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人（その時までに手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び参考人（その時までに第五項の求めを受諾している者に限る。）に通知しなければならない。

9 手続法第十七条第一項の規定による許可の申請については、自らを利害関係人として当該聴聞に関する手続に参加しようとする者は、聴聞の期日の十日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

10 主宰者は、前項の許可をしたときは、聴聞の期日の三日前までに、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

11 手続法第十八条第一項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人（以下次項及び第十三項において「当事者等」と総称する。は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を行政庁に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

12 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

13 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に必要となつた資料の閲覧の求めがあつた場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（手続法第十八条第一項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、手続法第二十二條第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

14 手続法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。行政庁は、手続法第十五条第一項の書面においては、同項各号列記の事項に加えて、聴聞の主宰者の氏名及び職名を教示しなければならない。

15 行政庁は、職権により、主宰者を変更することができる。

16 主宰者が手続法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、行政庁は、速やかに、主宰者を変更しなければならない。

17 行政庁は、前二項の規定により主宰者を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人（その時まで）に手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び参考人（その時まで）に第五項の求めを受諾している者に限る。）に通知しなければならない。

18 主宰者は、聴聞事務補助者を指名し、聴聞の期日における審理にこれを出席させ、聴聞の主宰に関する事務を補助させることができる。

19 手続法第十九条第二項の規定は、聴聞事務補助者について準用する。

20 手続法第二十条第三項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の五日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、手続法第二十二條第二項（手続法第二十五條後段において準用する場合を含む。）の規定により通知をされた聴聞の期日に出頭せよとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りではない。

21 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

22 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

23 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に對し、その陳述又は証拠書類等の提出を制限することができる。

24 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他適当な措置を採ることができる。

25 行政庁は、手続法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、聴聞の期日、場所及び事案の内容を公示するものとする。この場合において、行政庁

は、当事者、参加人（その時まで）に手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）及び参考人（その時まで）に第五項の求めを受諾している者に限る。）に對し、速やかに、その旨を通知するものとする。

26 手続法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名、当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実及び当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

27 聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかつた場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一 聴聞の件名

二 聴聞の期日及び場所

三 主宰者の氏名及び職名

四 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下この項及び第三十項において「当事者等」と総称する。）並びに参考人（行政庁の職員であるものを除く。）の氏名及び住所並びに参考人（行政庁の職員であるものに限る。）の氏名及び職名

五 聴聞の期日に出頭しなかつた当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者及びその代理人については出頭しなかつたことについての正当な理由の有無

六 当事者等及び参考人の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）

七 証拠書類等の標目

八 その他参考となるべき事項

28 聴聞調書には、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

29 報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

二 前号の主張に理由があるか否かについての主宰者の意見

三 前号の意見についての理由

30 手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に提出してこれを行うものとする。

31 主宰者又は行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

（意見の聴取）

32 第十三条 法第三十八条の意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

33 議長は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を審査請求人及び参加人に通知し、かつ、公示しなければならない。

34 利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を議長に届け出なければならない。

35 議長は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に對してその旨を通知しなければならない。

36 議長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

37 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。

に石油の漏えいを検知する ことが出来る装置またはこ れと同等以上の性能を有す る装置	2 圧力計の種類、型式 精度および測定範囲	3 受信部の構造に関する説明書
(二) 導管系内の圧力を一 定に静止させ、かつ、当該 圧力を測定することによつ て石油の漏えいを検知する ことができる装置またはこ れと同等以上の性能を有す る装置	1 漏えい検知能 2 圧力計の種類、型式 精度および測定範囲	漏えい検知能に関する説明書
四 圧力安全装置		構造説明図および圧力制御方式に関する説明 書
五 感震装置および強震計	種類および型式	1 構造説明図 2 地震検知に関するフローチャート
六 送油用タンク	1 種類、型式、容量お よび基数 2 主要寸法および材料	1 構造図 2 強度計算書 3 基礎に関する説明書および基礎の状況を 明示した図面 4 石油ターミナルの名称、位置（都道府県 郡市区町村字主たる番地を記載すること。）お よび敷地面積 5 油種ごとの送油用タンクの容量 6 石油ターミナルの圧送の能力ならびに入 口および出口の圧力 7 石油ターミナルの位置を明示した縮尺五 万分の一以上の地形図（当該石油ターミナル に関連する主要な導管の配置の状況を明記す ること。） 8 石油ターミナルにおける主要な設備の配 置の状況を明示した縮尺五百分の一以上の図 面
七 送油用タンク以外のタ ンク	1 種類、型式、容量お よび基数 2 主要寸法および材料	1 構造図 2 強度計算書 3 基礎に関する説明書および基礎の状況を 明示した図面
八 送油用圧送機	1 種類、型式、容量、 揚程、回転数ならびに常 用および予備の別 2 ケーシングまたはシ リンダーの主要寸法およ び材料 3 原動機の種類および 出力 4 高圧パネルの容量 5 変圧器容量	1 構造説明図 2 強度に関する説明書 3 容積式圧送機の圧力上昇防止装置に関す る説明書 4 高圧パネル、変圧器等電気設備の系統図 （原動機を動かすための電気設備に限る。）

九 送油用圧送機以外の圧 送機	種類、型式、容量、揚程 、回転数ならびに常用お よび予備の別	構造説明図
十 附帯設備		
(一) 配管	材料	配管系統図（主要寸法を附記すること。）
(二) ピグ取扱装置	設備の種類、型式、材料 設備の設置に関し必要な説明書および図面	構造説明図
十一 電気防しよく設備、 加熱および保温のための設 備、支持物、漏えい拡散防 止のための設備、運転状態 監視装置、安全制御装置、 消火設備、警報設備、予備 動力源、石油受入口、防護 工、防護構造物、衝突防護 工、伸縮吸収装置、石油除 去のための設備、通報設備、 可燃性蒸気滞留防止のため の設備、不等沈下測定設備、 資機材倉庫、点検箱、標識 その他事業用施設に係る設 備		

様式第1 (第3条関係)

工事計画 (変更) 認可申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

石油パイプライン事業法第15条第1項 (第15条第6項、第19条第1項、第19条第4項において準用する同法第15条第6項) の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画 (工事の計画の変更) の認可を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2 (第4条関係)

工事計画軽微変更届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり工事の計画を変更したので、石油パイプライン事業法第15条第7項 (第19条第4項において準用する同法第15条第7項) の規定により届け出ます。

工事の計画の変更に係る事業場の名称及び所在地 (都道府県市区町村字番地を記載すること。)	
工 事 の 計 画 の 変 更 の 内 容	

- 備考 1 導管に係る場合は、「工事の計画の変更に係る事業場の名称及び所在地」の欄には、導管の起点及び終点の所在地を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (第6条関係)

事業用施設軽微工事届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり事業用施設について軽微な工事をしたので石油パイプライン事業法第19条第3項の規定により届け出ます。

工事をした事業場の名称及び所在地 (都道府県都市区町村字番地を記載すること。)	
工 事 を し た 年 月 日	
工 事 を し た 内 容	

- 備考 1 導管に係る場合は、「工事をした事業場の名称及び所在地」の欄には、導管の起点及び終点の所在地を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4 (第6条関係)

事業用施設緊急工事届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり事業用施設について緊急な工事をしたので石油パイプライン事業法第19条第3項の規定により届け出ます。

工事をした事業場の名称及び所在地 (都道府県都市区町村字番地を記載すること。)	
工 事 を し た 年 月 日	
工 事 を し た 内 容	

- 備考 1 導管に係る場合は、「工事をした事業場の名称及び所在地」の欄には、導管の起点及び終点の所在地を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5（第7条、第8条関係）

検 査 申 請 書

年 月 日

収 入
印 紙
(消印をしないこと。)

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

石油パイプライン事業法第16条第1項（第16条第4項、第18条第1項、第19条第2項）の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする事業用施設に係る事業場の名称及び所在地（都道府県都市町村字番地を記載すること。）	
事業用施設の概要	
検査希望年月日	
使用開始予定年月日	

- 備考 1 導管に係る場合は、「検査を受けようとする事業用施設に係る事業場の名称及び所在地」の欄には、導管の起点及び終点の所在地を記載すること。
- 2 「事業用施設の概要」の欄には、法第15条第1項又は第6項の規定による工事計画の認可（法第19条第1項又は第19条第4項において準用する同法第15条第6項の規定による認可）の番号及び年月日を付記すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6（第9条関係）

石油パイプライン事故年報

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

石油パイプライン事業法第36条第1項の規定により次のとおり石油パイプライン事故の報告をします。

1 発生箇所別の石油パイプライン事故 年分 (単位・件)

事故発生箇所	事故の状況	事業用施設の損壊	石油漏えい	石油輸送支障		
				1時間未満	1時間以上24時間未満	24時間以上
導管						
弁						
タンク						
配管						
メーターブルーバー						
ビグレシーバー						
ビグランチャー						
圧送機						
原動機						
原動機に係る電気設備						
流量計						
圧力計						
制御設備						
圧力安全装置						
その他						
計						

2 原因別の石油パイプライン事故

事故の状況 事故の原因		事業用施設の損壊			石油漏えい			石油輸送支障		
		導管	石油ターミナル	保安設備	導管	石油ターミナル	保安設備	1時間未満	1時間以上24時間未満	24時間以上
自然現象	暴風雨									
	地震									
	水害、山崩れ									
	その他									
火災										
停電										
事業用施設の不備	製作施工不完全									
	自然劣化、保守不備									
事業用施設の誤操作										
他工事										
地盤の不等沈下										
工事										
その他										
計										

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7（第10条関係）

石油パイプライン事故詳報

年 月 日

廠

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

石油パイプライン事業法第36条第1項の規定により次のとおり石油パイプライン事故の報告をします。

件 名			
事故発生の日時			
事故発生の場所			
事故発生の事業用施設	常用圧力又は最高運転圧力		
事故の内容及び被害状況			
事故の原因			
石油輸送に支障を及ぼした程度			
損害額の概算			
復 旧	事故に対する応急措置		
	復旧又はその見込みの日時		
事故発生の防止対策			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7（第10条関係）

様式第 8（第11条関係）

様式第 8（第 1 1 条関係）

表 面

第 号

石油パイプライン事業法第36条第 2 項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年 月 日 生

年 月 日 発行

写

真

押印スタンプ

主務大臣

印

裏 面

石油パイプライン事業法抜すい

第 36 条

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、石油パイプライン事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、事業用施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第 46 条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

三 第29条又は第36条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。

様式第九（第十四条関係）

様式第九（第十四条関係）

裁 決 申 請 書

石油パイプライン事業法第三十四条第五項の規定による損失の補償について、同条第六項の規定による協議が成立しないから、左記により裁決を申請します。

記

一 損失の事実

二 損失の補償の見積及びその内容

三 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所 氏名

相手方 住所 氏名

裁決申請者 住所 氏名

取用委員会御中

備考

一 裁決申請者が二人以上の場合、連名で申請することができること。

二 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。

三 「損失の補償の見積及びその内容」については、積算の基礎を明らかにすること。

四 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。

五 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。